



厚労省懇談会でまとめられた年金制度改革の方向性

働き方の多様化が進展する中で、被用者にふさわしい保障を実現するとともに、労働者の働き方の選択に中立的な社会保障制度の構築を進めることを目指し、厚生労働省 働き方の多様化を踏まえた被用者保険(健康保険・厚生年金)の適用の在り方にに関する懇談会で議論が進められてきましたが、先日、その取りまとめが公表されました。

適用拡大の具体的方向性

【現状の加入要件】

○通常の被保険者の加入要件

フルタイム勤務労働者 または **所定労働日数/時間が
フルタイムの4分の3以上の
パートタイム労働者**

○特定事業場(※)における短時間労働者の加入要件

①～④の項目を全て満たす労働者
**①週所定労働時間が ②所定内賃金が ③雇用の見込みが ④学生
20時間以上 88,000円以上 2ヶ月を超える ではない**

【適用要件に関する議論内容】

○労働時間要件について

現行の基準は雇用保険の適用基準を参考としたものであるから雇用保険の加入要件拡大に合わせるべきという意見がある一方で、事業所の負担が増加する現実や雇用保険制度との主旨の違いを踏まえて慎重に検すべきという意見がでている。

○企業規模要件について

他要件と異なり、あくまで中小企業への影響を考慮した「経過措置」であるため撤廃の方向で検討。中小規模事業に与える負担は大きいため、事務支援や助成金を含めた経済支援も実施すべきとの意見も見られた。

多様な働き方への対応

○複数事業所勤務者

複数事業所の勤務時間や賃金を合算することで加入要件を満たす労働者について、現行制度では被用者保険には加入しない扱いとなるが、加入することができるよう、検討を進めるべきとされた。

また、実現に向けては実務上の課題点が多いことをふまえ、まずはマイナンバーの活用も含めた現行の事務手続きの合理化、事務負担削減が必要であるとした。

○フリーランス等

多様な働き方に関する世論や当事者のニーズもあるが、労災保険の特別加入などとは事情が異なり、フリーランスにおいても国民健康保険・国民年金といったセーフティーネットは設けられていることから、切迫した問題としてではなく、中長期的な課題と捉え引き続き検討の必要があるとされた。

それよりも優先すべき問題として、業務委託契約でありますから、実態としては被用者と同様の働き方をしている者(偽装請負)については、本来、被用者保険が適用されるべき者であるため、これを解消し、被用者保険を適用する環境整備を進めるべきとの意見も見られた。

(※) 社会保険加入者101名以上の企業

その他トピックス

●育児休業給付 延長手続きの厳格化(2025年4月以降)

来年4月(2025年4月)から、育児休業給付における延長・再延長時の給付金手続きにおける確認が厳格化される。その内容は、市区町村の発行する入所保留通知書などの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になるというもの。具体的には次の書類が必要となる見込み。

- ・育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書(様式あり)
 - ・市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し
 - ・市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知
- ※入所保留通知書、入所不承諾通知書など

●最低賃金の目安答申(全国一律50円)

7月25日、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、正式に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対して答申が行われた。

各都道府県の引上げ額の目安については、全国一律で50円とされているが、労働力の集中を抑えるために最低賃金が低い県を中心に、この目安よりも高い引き上げが行われる可能性が高いと予想される。

労務関係News PickUp

●内閣府 脱法スキームを喧伝か(賃上げ対策コンテスト)

内閣府が、「賃上げを幅広く実現するための政策アイデアコンテスト」を開催し、「残業から副業へ。すべての会社員を個人事業主にする。」と題する応募アイデアを表彰したことで専門家から批判の声が上がっている。

残業を禁止し、定時以降の業務は業務委託とすることで社会保険料や所得税の負担を免れるアイデアであるが、これは本来労働者として保護される者を「個人事業主」扱いすることで労働法の適用を回避しようというものであり、こうした違法なスキームを模倣する企業が現れることが危惧される。

※内閣府HP上での掲載は終了している(8/1現在)

弊社主催「人事制度導入講座」のご案内

社会保険労務士法人えがおワークラボ×株式会社えがおワークラボ主催

中小企業経営者様・人事担当者様対象

無料オンラインセミナー

人が育ち、会社が成長する!
人事制度導入講座

開催概要

開催日時 2024年8月7日(水)13:00~14:30

アジェンダ

第1部 人が育たず、定着しない理由を知る
第2部 人が育ち、会社が成長するしくみを作る

対象

中小企業経営者/人事担当者

開催形式

オンライン(zoom)開催

※お申込みいただいた方に当日のセミナーURLをご案内いたします。

「今月の無料相談会」

開催場所	日時・場所	備考
京都	日時：8/8(木) 13:00-17:00 場所：京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT	※ご予約不要です。 お気軽にお越し下さい。 (BIZ NEXT受付へ)
大阪	日時：8/9(金) 13:00-15:00 場所：グランフロント大阪 北館7階 「ナレッジサロン」プロジェクトルームF	※ご予約不要です。 お気軽にお越し下さい。 (ナレッジサロン受付へ)
東京	日時：8/22(木) 10:00 - 17:00 場所：ビジネスエアポート東京	※要予約になります。 事前に下記問合先まで ご連絡下さい。

えがおワークラボグループ

松山オフィス 〒790-0003 愛媛県松山市5丁目7-29デルデ三番町201
TEL: (089) 908-6766 FAX: (089) 932-9204

東京オフィス、大阪オフィス、京都オフィス

【お問合先】 nakagawa@egaoworklabo.or.jp (営業担当 中川)